

深川市男女共同参画計画  
令和4年度実施結果・令和5年度事業計画

# ダイジェスト版

深 川 市

# 第3次深川市男女共同参画計画の概要

【計画期間】 令和5年度～令和14年度

## 男女共同参画社会の実現

【男女共同参画社会とは・・・】

男性も女性もすべての個人が、喜びも責任も分かち合い、  
その能力・個性を十分発揮することができる社会

基本  
目標

I 男女共同参画社会  
への意識づくり

II あらゆる分野への  
男女共同参画の促進

III 生涯にわたる健  
康・福祉環境の整備

計画  
及び  
施策の  
基本  
方向

1. 男女共同参画の啓発の推進
2. 男女共同参画を育む教育・学習活動の推進
3. 人権を尊重する認識の浸透

1. 政策・方針決定過程などへの女性の参画の拡大
2. すべての人がともに働きやすい環境づくり
3. すべての人がともに築く家庭生活・地域活動の促進

1. 母性保護と生涯を通じた女性の健康支援
2. 高齢者などが安心して暮らせる環境の整備

# 令和4年度事業実施結果

その1

基本目標

## I 男女共同参画社会への意識づくり

計画及び  
施策の  
基本方向

### 1. 男女共同参画の啓発の推進

<主なもの>

- 男女共同参画を女性問題に限定してとらえがちになる傾向を改めるため、男女共同参画の理解に向けた働きかけに努めます。
- 男女共同参画に関係する諸問題の動向や進捗状況を把握するための調査・情報収集を行い、市民、団体及び事業所などにおいて、男女共同参画への関心が主体的に深まるよう情報提供に努めます。
- インターネットやSNSなどの普及に伴い、新たな人権侵害被害が発生していることから、情報の適切な発信や取扱方法について、メディア・リテラシーの向上に向けた取り組みを進め、情報モラルの育成に努めます。

#### 【広報・啓発】

- 男女共同参画週間において、図書コーナーを設置したほか、男女共同参画市民フォーラムを開催し広報・啓発に努めた

#### 【情報収集・提供】

- 男女共同参画推進の意義や、用語の解説、女性問題や配偶者暴力に関する相談窓口をホームページに掲載
- 市審議会等の女性登用状況をホームページに掲載

### 2. 男女共同参画を育む教育・学習活動の推進

<主なもの>

- 性別にとらわれずに、子どもたちそれぞれの「個」を尊重し、その個性と能力を伸ばすことに視点をおいた家庭教育の重要性が認識されるよう、保護者に対する意識の啓発と学習機会の充実に努めます。
- 教科指導をはじめ進路指導や職業指導など教育活動全体を通じて、人権の尊重を基盤とした男女平等教育やキャリア教育の充実に努めます。
- すべての人の多様な生き方を支援するため、いつでも、どこでも、誰でも学ぶことのできる生涯学習環境の充実に努めます。

#### 【家庭教育】

- ヘルシーファミリー教室の開催

#### 【学校教育】

- 学校行事、児童生徒会活動において性別による差別の解消に努めた

#### 【生涯学習】

- 働く女性を対象に各種教養講座等を開催
- マタニティサロン・離乳食教室等の開催のほか、開催時に託児を行い、参加しやすい環境づくりに努めた

### 3. 人権を尊重する認識の浸透

<主なもの>

- 教育や雇用の場などにおけるハラスメント、DVやストーカー行為などは、重大な人権侵害であるとの認識を広く周知し、その予防と根絶に向けた啓発に努めます。
- 困難な問題を抱える女性への支援、アダルトビデオ出演被害の防止、性犯罪・性暴力対策など多様化・複雑化している課題の解決に向け国や北海道と連携を図ります。
- すべての人が互いの性を尊重し、多様な性に関する正しい知識を身に付け行動できるよう啓発に努めます。

#### 【暴力防止】

- パンフレットなどを使い暴力及びハラスメント防止を啓発
- 関係機関と連携し、パトロールなどの防犯活動を実施

#### 【性の尊重】

- 児童生徒の発達段階に応じ、教科の中で指導
- 性的マイノリティに関する差別・偏見をなくすためホームページ等で周知・啓発を実施

R04  
結果  
(主なもの)

# 令和4年度事業実施結果

## その2

基本目標

### Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進

計画及び  
施策の  
基本方向

#### 1. 政策・方針決定過程などへの女性の参画の拡大

<主なもの>

- ・政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、市の審議会などへの女性登用の目標を引き続き国と同様の登用目標値である40%に定め、早期実現に努めます。
- ・事業所や農業・経済団体、町内会などにおいて、意思決定過程への女性の参画が促進されるよう理解と協力を働きかけます。

#### 2. すべての人がともに働きやすい環境づくり

<主なもの>

- ・すべての人がともに働きやすい環境づくりに向けて、雇用機会の均等、待遇の確保などが必要となることから、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法などの関係法令や制度の周知徹底と相談体制の充実に努めます。
- ・働くすべての人の仕事と生活の調和が図られるよう、多様な保育サービスや介護サービスの充実を図ることや、育児・介護休業法など支援制度の普及啓発に努めます。

#### 3. すべての人がともに築く家庭生活・地域活動の促進

<主なもの>

- ・誰もが共同して子育てや介護を担えるよう、相談体制の充実や環境整備に努めます。
- ・すべての人へ、町内会、PTA及びボランティア活動などの地域・社会に貢献できる活動への参画を促進するため、男女共同参画意識の醸成に向けた啓発、教育の充実を図るとともに、活動へ参画しやすい環境の整備に努めます。

R04  
結果  
(主なもの)

#### 【女性の参画】

- ・審議会等の任期満了による改選等において女性登用に努めた
- ・女性登用比率 31.7% (対前年度比 1.3 割減)

#### 【気運の醸成】

- ・男女平等参画推進協議会と連携し、研修会・学習会への参加を働きかけた
- ・特定事業主行動計画に基づき、働きやすい職場環境づくりに努めた

#### 【職場の男女共同】

- ・ホームページ等において、働き方改革による仕事と生活の調和や女性の活躍推進など、雇用環境の改善を啓発

#### 【就業支援、経営参画】

- ・ハローワークと連携し、毎週求人情報の提供をホームページ等で行った

#### 【仕事と家庭の両立】

- ・学童保育所、子供の居場所「生き生きスポット」を継続開設
- ・育児休業取得支援事業を実施

#### 【家庭の男女共同】

- ・子育てサロン事業を継続
- ・常設のつどいの広場事業を実施

#### 【地域の男女共同】

- ・子ども会リーダー養成講習会を開催
- ・公民館サークル情報を発信
- ・協働による地域コミュニティづくりを継続

#### 【国際的視野】

- ・英語指導助手を全小中学校に配置
- ・多文化共生に向けた外国人生活支援ポータルサイトをホームページに掲載

# 令和4年度事業実施結果

## その3

基本目標

### Ⅲ 生涯にわたる健康・福祉環境の整備

計画及び  
施策の  
基本方向

#### 1. 母性保護と生涯を通じた女性の健康支援

<主なもの>

- ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）の考え方を尊重した母性に対する正しい認識の浸透と妊娠・出産の安全性確保のため、妊娠から出産まで一貫した健康診査や相談など母子保健対策の充実を図ります。

#### 2. 高齢者などが安心して暮らせる環境の整備

<主なもの>

- ・高齢者などが住み慣れた地域や環境で自立した生活が送れるよう、高齢者などを社会全体で支える考え方に立った介護保険制度の普及とサービスの充実を図ります。

#### 【母子保健】

- ・妊娠・出産応援交付金を交付
- ・妊婦健康診査助成事業を実施
- ・産婦健康診査助成事業を実施
- ・母子健康手帳を交付
- ・特定不妊治療費助成事業を実施
- ・一般不妊治療費助成事業を実施

#### 【健康づくり】

- ・健康相談を実施
- ・乳がん、子宮がん、骨粗しょう症健診を実施

#### 【介護環境の充実】

- ・パンフレット等で介護保険制度やサービスを周知
- ・閉じこもり、認知症などの介護予防事業を実施

#### 【老後生活支援、地域福祉活動】

- ・ユニバーサルデザインの公営住宅を建設
- ・消費者行政推進事業により、悪徳商法被害防止の啓発活動を実施

#### 【ひとり親家庭自立支援】

- ・母子・父子自立支援員による相談支援
- ・ひとり親家庭に児童扶養手当を支給

R04

結果  
(主なもの)

### 総合的な推進体制の整備

#### 1. 市民との協働による計画の推進

- ・市民団体「深川市男女平等参画推進協議会」と連携
- ・深川市男女共同参画市民推進委員会を設置

委員数：7人  
任期：R3. 8. 19～R5. 6. 30  
第1回会議：R4. 8. 19（書面会議）  
第2回会議：R4. 12. 20  
協議内容：R3 計画の実施報告  
R4 事業計画  
次期計画の策定等

結果

#### 2. 庁内推進体制の充実

- ・深川市男女共同参画推進本部会議を開催（全4回）

結果

# 令和5年度事業計画（主なもの）

## ○ 推進体制

- (1) 令和5年度深川市男女共同参画市民推進委員会の開催 令和5年8月予定
- (2) 深川市男女共同参画推進本部会議の開催 令和5年5月、8月、11月予定

## 1. 男女共同参画社会への意識づくり

- (1) 研修会等を開催します。

事業名	開催月日	会場	内容
男女共同参画図書コーナー設置	6月10日（土）から 7月2日（日）まで	市立図書館	男女共同参画週間(6月23～29日)に合わせ図書コーナーを設置 男女共同参画をわかりやすく説明したパネル等を展示
男女共同参画市民フォーラム	8月26日（土） 開催予定	経済センター	性的マイノリティを取りまく社会情勢とパートナーシップ制度に関する視点について学習するもの ※深川市男女平等参画推進協議会委託事業

- (2) 平成27年施行の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に係る制度周知に努めます。
- (3) ホームページを活用して情報を公開します。（令和4年度事業実施結果及び令和5年度事業計画、審議会等の女性登用状況、LGBTの啓発など）

## 2. あらゆる分野への男女共同参画の促進

- (1) 市の審議会などへの女性委員の登用を促進します。（令和14年度までの計画期間中の目標40%）
- (2) 女性の参画拡大に向けた社会的気運の醸成のための啓発・周知に努めます。（市の女性職員の管理職への登用については、「深川市特定事業主行動計画」で掲げる、課長職以上の女性管理職の割合20%以上を維持するという目標の達成に努める）

## 3. 生涯にわたる健康・福祉環境の整備

- (1) 母性の保護と母子保健を推進します。（妊娠・出産応援交付金事業、妊産婦健康診査の助成、一般不妊治療費助成、特定不妊治療費助成など）
- (2) 介護環境の充実を図ります。（男性のための介護予防教室、ライスパワー体操サポーター養成、介護予防サポーター養成など）

# その他（１）市の審議会・委員会などへの女性登用状況等

## ○令和５年度 深川市の審議会・委員会などへの女性登用状況（R5.3.31 現在）

区 分	現在数	うち女性数	女性比率	対前年度比
地方自治法第202条の3に基づく審議会など （条例等に基づき設置するもの）	283人	61人	21.6%	1.3割減
地方自治法第180条の5に基づく委員会など （教育委員会、農業委員会など）	43人	7人	16.3%	0割
法律の規定により国の機関が 委嘱する委員 （民生委員、人権擁護委員など）	85人	48人	56.5%	2.1割減
上記以外の委員会または委員	428人	150人	35.0%	1.3割減
合 計	839人	266人	31.7%	1.3割減

## ○深川市男女共同参画市民推進委員会委員（任期 R5.8.25～R7.6.30）

氏 名	所 属
村 上 良 一	拓殖大学北海道短期大学
水 本 美津子	深川市男女平等参画推進協議会
中 本 照 子	深川市人権擁護委員
米 本 聡	深川商工会議所
小 幡 浩 貴	連合北海道深川地区連合会
木 根 和 美	深川市保健推進員会

無くそう思い込み、  
守ろう個性

みんなでつくる、  
みんなの未来。

Let us eradicate stereotypes and embrace diversity.  
Our future is ours to create.

令和5年度  
男女共同参画週間

6/23(土)～29(月)

G7 2023  
HIGASHI-NIKKO  
SUMMIT

内閣府  
男女共同  
参画局

内閣府男女共同参画局  
ホームページ  
http://www.gender.go.jp/

内閣府男女共同参画局  
Facebook  
https://www.facebook.com/daijokudonakaku

男女共同参画局  
Twitter  
https://twitter.com/daijokukyo

TOCHIGI-NIKKO  
Municipal Meeting on Gender Equality  
and Women's Empowerment

## その他（２）深川市役所内における取り組み

### ○ハラスメントについての対策要領及び職場におけるハラスメントに関する基本方針（H29.3.31 改正）

男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の改正により、平成29年1月から職場における妊娠・出産、育児、介護休業等に関するハラスメントについて必要な措置を講ずることが事業主の義務となりました。

本市では、対策要領及び基本方針を定め、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントなど、あらゆるハラスメントの防止に努めて参ります。

### ○特定事業主行動計画（R3.4.1 策定）

（１）計画期間：令和3年度から令和7年度の5年間

（２）女性職員の活躍推進に向けた数値目標

① 課長職以上の女性管理職の割合20%以上を維持することを目標とします。

基準：令和2年4月1日 25%、令和3年4月1日 24.7%、令和4年4月1日 24.2%、令和5年4月1日 25.0%

② 令和7年度までに、育児休業を取得する男性職員の割合が10%以上になることを目標とします。

基準：令和2年度 0%、令和3年度 22.2%（2人）、令和4年度 20.0%（2人）

### ○令和5年度 市職員の女性登用状況（R5.4.1 現在） ※管理職～課長補佐職以上

区 分		職員数	うち女性	女性比率	対前年度比	管理職総数 (課長職以上)	うち女性 (課長職以上)	女性比率 (課長職以上)	対前年度比 (課長職以上)
本 庁		223人	71人	31.8%	1.2 増	67人 (43人)	19人 (11人)	28.4% (25.6%)	0 増 (1.5 減)
消防署		49人	0人	0%	0 増	13人 (9人)	0人 (0人)	0% (0%)	0 増 (0 増)
病 院	専門職	247人	182人	73.7%	0.9 増	48人 (30人)	19人 (9人)	39.6% (30.0%)	0.8 増 (5.0 増)
	事務職	13人	3人	23.1%	1.7 増	6人 (4人)	1人 (0人)	16.7% (0%)	0 増 (0 増)
高等看護学院	専門職	9人	9人	100.0%	0 増	4人 (2人)	4人 (2人)	100.0% (100.0%)	0 増 (0 増)
	事務職	1人	1人	100.0%	0 増	—	—	—	—
合 計		542人	266人	49.1%	1.7 増	138人 (88人)	43人 (22人)	31.2% (25.0%)	0.6 増 (0.8 増)